

酒類小売業者の経営実態調査結果について

1 調査目的

本調査は、酒類小売業者の業態、販売数量及び経営状況等営業に関する基本的事項について、その実態を把握し、今後の業界における一層の近代化、合理化に資するとともに、酒類行政上の資料とするため実施したものである。

2 調査対象者

平成 13 年 3 月 31 日現在において、次のいずれかに該当する酒類販売業者及びその酒類販売場を調査対象とした（沖縄県を除く）。

- (1) 一般酒類小売業免許に該当する販売場を有する者
- (2) 大型店舗酒類小売業免許に該当する販売場を有する者

（注）1 酒類の卸売業及び小売業を兼業している酒類販売場については、調査対象期間内の酒類販売数量に占める酒類小売販売数量の割合が 50% 以上の酒類販売場を調査対象とした。

2 次に掲げるものについては、調査対象から除いている。

- (1) 調査対象期間を通じて営業を行っていない酒類販売業者
- (2) 特殊酒類小売業免許に該当する販売場

3 調査対象期間

「（参考 2）各調査項目の内容」において指定のない限り、次のとおり。

- (1) 酒類の小売販売数量：平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日
- (2) その他の項目

法人：平成 13 年 4 月 1 日直前終了事業年度（1 事業年度が 6 ヶ月の場合は、2 事業年度分）

個人：平成 12 年

4 調査表提出販売場

1 0 1 , 6 3 1 場（回収率 7 1 . 2 %）

5 用語の説明

(1) 業態

一般小売店	通常の酒販店
コンビニエンスストア	<p>セルフサービスを基本とし、いわゆる「コンビニエンス」(営業時間が長く、原則的に年中無休で、食品を中心に日用品を幅広く品揃えしている。)の形態をとるもので、おおむね次のいずれにも該当する店舗</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売場面積が 500 m²未満である。 2 営業時間が 12 時間以上で閉店時刻が 21 時以降である。 <p>(注)セルフサービスを基本とするか否かについては、売場面積の 50%以上につきセルフサービス方式を採用しているか否かによる。(以下同じ。)</p>
生活協同組合	消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)に基づく消費生活協同組合が営む店舗
農業協同組合	農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づく農業協同組合が営む店舗
スーパーマーケット	セルフサービスを基本とし、食品を中心に日用品を幅広く品揃えしている店舗で、「コンビニエンスストア」以外の店舗
百貨店等	大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項(定義)に規定する大規模小売店舗で、「スーパーマーケット」以外の店舗
その他	上記以外の業態

(2) 業態区分

一般酒販店	業態が「一般小売店」及び「コンビニエンスストア」のもの
その他の酒販店	上記以外の業態のもの

(3) 販売形態区分

業務用店	調査対象期間における料飲店への酒類の小売販売数量が 100k ² 以上で、かつ、酒類の合計小売販売数量に占める料飲店への酒類の小売販売数量の割合が 70%以上のもの
一般用店	上記以外のもの

6 実態調査結果の留意点

調査項目ごとの集計に際し、空欄や規定外数値等のデータを除外したため、各集計表の販売場数、企業数又は小売数量の合計値は一致しない。